

西山公園体育館及び長岡京市立スポーツセンターにおける  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(令和5年3月13日改訂版)

1. はじめに

このガイドラインは、利用者が安全に施設を利用するために、新型コロナウイルス感染拡大予防の方針を示したものである。

2. 共通事項

1) 利用に係る一般的な留意事項

(1) 利用時に下記の内容に当てはまる場合は入館を制限する。

- ・平熱を超える発熱
- ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状
- ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触の有無

(2) 手洗い又は手指のアルコール消毒等を徹底する。

(3) マスク着用について

① 令和5年3月12日までの対応

厚生労働省が示す「屋外・屋内でのマスク着用について」に基づき対応すること。

※参照「屋外・屋内でのマスク着用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942783.pdf>

② 令和5年3月13日以降の対応

マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とすること。また、利用団体においては、個人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮すること。

※参照「マスク着用の考え方の見直し等について」

[https://corona.go.jp/news/pdf/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kihon_r2_050210.pdf)

(4) 長時間にわたり密集又は近距離で行う活動や近距離で一斉に大声を出す活動など、感染リスクが高いとされる活動を実施する場合は、特に感染症対策を講じること。

※主催者が自発的に制限コントロールを行う。(観覧席は特に注意すること)

3. 施設に関する留意事項

1) 共通事項

入館及び退館時に手指の消毒と検温を行い、施設利用時には「3つの密」を回避すること

#### (1) 密集

・施設収容定員での利用を目安とすること。

※施設内の収容人数については別添のとおりとする。

※催物開催にあたって、上記の施設収容定員を超える場合、業種別のガイドラインで定める基準に沿い安全が確保できる人数以内とすること。

#### (2) 密閉

・館内の窓を適宜開放する。

・2方向以上の扉を常時開放する。

・エントランスでの通気を確保する。

#### (3) 密接

・人と人が触れあわない程度の対人距離を確保する。

・人と人が対面する場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで間仕切りする。

・近距離での会話や発声を控える。

#### (4) 共有スペース

・広さにゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。

・長時間の利用は避ける。

・対面での飲食や会話を回避する。

・常時換気する。

・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

#### (5) トイレ・洗面所

・不特定多数が接触する場所(ドアノブ・トイレの便座・トイレトペーパーの蓋など)は、定期的に清拭消毒を行う。

### 3) 競技用備品の借用について

(1) 利用者は競技用備品を利用する場合は事前に申請を行い、施設管理者は貸出し前と返却後に備品を消毒する。また、貸出し及び返却を行った人を特定できるようにする。

(2) 館内に設置しているスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所を工夫し、準備の前後に手指の消毒を行う。

### 4) 職員の健康管理について

#### (1) 感染予防策

・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底

(職員のマスク着用については、別途に市が示す「マスク着用の考え方の見直し」に準じること)

・窓口カウンター等の消毒の実施

・対面での接触抑制(アクリル板、ビニールカーテンにて間仕切り)

(2) 体調不良、風邪の症状等がある場合等の対応

「長岡京市新型コロナウイルス感染症に係る職員の予防・対応マニュアル」に準じること。

4. その他

- 1) 施設利用時に利用者が遵守すべき事項については、事前に周知及び提示する。
- 2) 各種競技等におけるガイドラインを参考に感染予防対策を行うこと。
- 3) 接触を伴うスポーツ等で利用する場合は、利用者(団体)が感染予防ガイドラインを作成のうえ、必ず施設管理者へ提出させること。